

平成31年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成31年3月25日（月曜日）

議事日程第5号

平成31年3月25日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第15号まで及び同第17号から同第21号まで
- 日程第4 議案第22号から同第33号まで及び同第38号
- 日程第5 議案第16号、同第34号から同第36号まで及び同第39号から同第41号まで
- 日程第6 議案第37号
- 日程第7 議案第1号から同第12号まで
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 議案第43号
- 日程第10 議案第44号
- 日程第11 諮問第1号
- 日程第12 閉会中の継続審査及び調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第15号まで及び同第17号から同第21号まで
- 日程第4 議案第22号から同第33号まで及び同第38号
- 日程第5 議案第16号、同第34号から同第36号まで及び同第39号から同第41号まで
- 日程第6 議案第37号
- 日程第7 議案第1号から同第12号まで
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 議案第43号
- 日程第10 議案第44号
- 日程第11 諮問第1号
- 日程第12 閉会中の継続審査及び調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 平澤 | 惣一郎 | 君 | 2番 | 東野 | 恭行 | 君 |
| 3番 | 山本 | 剛 | 君 | 4番 | 吉川 | 慶一 | 君 |
| 5番 | 五十嵐 | 健一郎 | 君 | 6番 | 滝川 | 正義 | 君 |
| 7番 | 佐藤 | 孝 | 君 | 8番 | 新保 | 峰孝 | 君 |
| 9番 | 田原 | 実 | 君 | 10番 | 保坂 | 悟 | 君 |
| 11番 | 笠原 | 幸江 | 君 | 12番 | 斉木 | 勇 | 君 |
| 13番 | 中村 | 実 | 君 | 14番 | 大滝 | 豊 | 君 |
| 15番 | 田中 | 立一 | 君 | 16番 | 古川 | 昇 | 君 |
| 17番 | 渡辺 | 重雄 | 君 | 18番 | 松尾 | 徹郎 | 君 |
| 19番 | 高澤 | 公 | 君 | 20番 | 吉岡 | 静夫 | 君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

| | | | | | | | |
|---|-----|-----|---|-----------------------------------|-----|-----|---|
| 市長 | 米田 | 徹 | 君 | 副市長兼 総務部長兼 市民部兼 会計管理者兼 | 藤田 | 年明 | 君 |
| 副市長 | 木村 | 英雄 | 君 | 総務課長 | 山本 | 将世 | 君 |
| 産業部長 | 見辺 | 太 | 君 | 財政課長 | 渡辺 | 成剛 | 君 |
| 企画定住課長 | 渡辺 | 孝志 | 君 | 青海事務所長 | 大沢 | 喜昭 | 君 |
| 能生事務所長 | 土田 | 昭一 | 君 | 環境生活課長 | 猪又 | 功 | 君 |
| 市民課長 | 小林 | 正広 | 君 | 健康増進課長 | 五十嵐 | 久英 | 君 |
| 福祉事務所長 | 川合 | 三喜八 | 君 | 農林水産課長 | 横澤 | 幸子 | 君 |
| 商工観光課長 | 大嶋 | 利幸 | 君 | 復興推進課長 | 池田 | 隆 | 君 |
| 建設課長 | 五十嵐 | 博文 | 君 | ガス水道局長 | 斉藤 | 喜代志 | 君 |
| 会計課長 | 大久保 | 岳生 | 君 | 教育長 | 木村 | 清 | 君 |
| 消防長 | 丸山 | 幸三 | 君 | 教育委員会 こども課長 | 井川 | 賢一 | 君 |
| 教育次長 教育委員会文化振興課長兼 博物館長兼 市民会館長兼 | 磯野 | 茂 | 君 | 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼 市民図書館長兼 | 磯野 | 豊 | 君 |
| 教育委員会こども教育課長 | 石川 | 清春 | 君 | | 小島 | 治夫 | 君 |
| 監査委員事務局長 | 伊藤 | 章一郎 | 君 | | | | |

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 山 川 直 樹 君
主 査 上 野 一 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、8番、新保峰孝議員、18番、松尾徹郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る3月20日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告の申し出がありますことから、本日の日程事項といたしました。

次に、同一会期において請願・陳情と同じ内容の一般質問について議会運営委員会で協議いたしました。その結果、一般質問は、議員個々に与えられた権利であり、委員会審査前であっても行政側に考えを問うことについては、問題はないとの結論に達し、今後については一般質問としても取り扱えるものとするので、委員会の意見の一致を見ております。

その他、議会基本条例の検証につきましては、議会運営委員会で出ました意見を整理した後、お示ししたいと考えております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

おはようございます。

今、概略をご報告いただいたんですけども、20日の議会運営委員会の中での議会基本条例についての検証というのは、この場ではご報告はされないのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

今ほど申し上げましたが、

議会運営委員会で出ました意見を整理した後、報告を兼ねてお示ししたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

ありがとうございます。私、オブザーバーで出させていただいたんですが、この議会基本条例の検証が非常に大切なことだというふうに考えておりますので、若干質疑をさせていただきたいと思っております。

さきの3月定例会の初日、議会運営委員会の委員長報告において、議会基本条例の検証について松尾委員長にお尋ねし、お答えをいただいておりますが、この議会基本条例について議会運営委員会の皆様に検証し、協議されたものが今後どのように整理され、議会全体で合意形成されていくのか、改めて伺いたいと思っております。

具体的に申せば、議会基本条例の検証は、そのプロセスと市民への情報公開が大切ですが、どのように進めていかれるのでしょうか。これが、まず1点であります。

次に、今後、全員協議会での議員全員での検証もあると伺っていますが、そこでの合意形成の進め方についてどのようにされるか、これが2点目です。

そして、全員協議会の後で議会運営委員会に戻され、再度、協議されると伺っていますが、ここで20名の議員の考えが反映されるものになっていくのか、あるいは委員以外の議員の意見が埋もれてしまうことになるのか、この点について伺いたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

まず、一番最初の質問ですが、これにつきましては、議会運営委員会で今ほど申しあげましたように整理した後、皆様方にご報告を兼ねて全員協議会を開催していただき、そこでいろいろな意見が出てくるかと思えます。それをまた出た意見の中で整理しなければならない点につきましては、できるだけ修正をしたいと思っておりますが、ただ、期間が後期に今度入るということで、議会運営委員会の構成も変わると思えます。そういう中で、今期はとにかく検証をした整理をまずし、それを申し送り事項として、できる限りのことはいたしますけれども、具体的にそれを今度進めていくということになれば、後期のことになるのではないかな、後期のほうになるのではないかなというふうに思っております。

冒頭の質問が少し、私、今ちょっと書き損じたんですけども、議会基本条例の検証後、全員協議会で反映されるのかどうかというご心配でありますけれども、できる限り皆さんの意見を反映できるように全員協議会を設けたんでありまして、基本条例を制定したときと同じような形で、私自身進めたいと思っております。

まとめて答えたような感じですけども、そういうことであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原議員。

○9番（田原 実君）

ありがとうございます。

それで、後期のほうにというお話もございましたので、引き継ぎというような意味も込めて、私、内容にちょっと踏み込んで2点ほど質疑したいと思うんです。

1点は、委員会協議において議会改革の課題が幾つも取り上げられたと思えます。私は、このアンケートに議会基本条例を定めた後も適正な議員定数に関する協議はなかった。また、女性や若者が議員を目指しやすい環境づくりに関する協議はなかったと記しました。

私はオブザーバーでの参加ですので、正式に協議に参加できないので、こういった意見は、議会運営委員会の委員によって取り上げられることによって、ようやく協議の俎上にのるという委員会の運営をされています。もし委員や委員長が取り上げなければ、アンケートを出してと言われて出したオブザーバーの意見が日の目を見ない扱いとなるのですが、これで議員全員から出されたアンケートに基づき、議会基本条例の検証をしたと果たして言えるのか、適正な議員定数への見直しと女性や若者が議員を目指しやすい環境づくりは、私がずっと言ってきたことですが、これはどのように進めていかれるのか、議会運営委員会での協議されたことについて伺いたいというのが1点であります。

それと2点目は、3月20日の議会運営委員会において議会基本条例を検証する中で、災害時の議員の行動について協議があり、そこで駅北大火が起きたときに現場に行った議員は、やじ馬だと言われていたとする発言があったと思えます。それも複数の委員が、やじ馬ということを行いました。私は、我が耳を疑いました。

平成28年12月22日、12時8分になって、議長がようやく休憩時間を宣告し、3時までに議会が再開されることが告げられ、昼食もとらずに知人、友人、市民の安全を確認に現場へ行った議員が、なぜやじ馬なのでしょう、理解できません。なぜそのようなことを議会運営委員会での議会基本条例の検証の中で言う必要があるのか、そもそもそういった発言をするということは、大火災害に遭った市民の気持ち、議員の行動を軽く考えているのではないかと疑いたくもなります。議員が議員をやじ馬呼ばわりする。その真意について、教えていただきたい。発言した松尾委員長に確認したいと思います。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午前10時10分 休憩〉

〈午前10時10分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

まず1点目の定数についてのことにつきましては、議事録まだできておりませんが、その議会運営委員会での席上では、今後、検討委員会を設置するという話であったと思います。

したがいまして、後期、これが前回と同様、検討委員会というものをまた特別設けるのか、あるいは議会運営委員会でやるのか、これは今後の課題になると思いますけれども、定数については再検討するという話があったと思います。

それから、今のことにつきましては、少し誤解をしているようですが、BCP、つまり大災害における議会としての動きについての先進地では、そういった条例を制定している。いわゆる議会基本条例の中に入っているということで、私も今回の堺市、それから三重県の伊賀市へ行ってきたときに、やはりここ最近、大災害が頻発しているということで議会の初期対応ということでそういった条例を設けているところを研修してきましたので、今、基本条例の中でこのBCP、業務継続計画というものを制定しなくてよいのかということで話があったんだと思います。

ちょっと誤解をされてるようですが、やじ馬云々というのは、そのようにとられかねないという委員のほうから発言があったというような中で、それは決して批判とかそういうことではなくて、そういうふうにとられかねないだけに初期対応というものが必要ではないかという意味で、委員が発言されたんだというふうに思っております。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

当委員会では、3月12日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

調査項目は4点あります。大和川小学校校舎について、いじめ防止行動計画について、平成31年度行政改革実施計画（案）について、公共施設総合管理指針の個別施設計画についてであります。

1点目の大和川小学校校舎について、昨年8月9日の総務文教常任委員会において説明のあった専門家による耐力度調査の結果について説明がありました。調査結果は、現時点で構造上危険な状態にある建物ではないという判定を受け、耐用年数までの残り13年程度をらせるよう、必要な改修工事を続けたいと説明がありました。

現地視察を行った校舎南面のサッシについての質疑に、建具の改修工事は新年度予算で予算要求をしている。建具以外では、再来年度以降、トイレの洋式化工事と学校要望である多目的トイレの整備を行いたいとの答弁がありました。

2点目のいじめ防止行動計画について、改定のポイントとして、読みやすい表現、ネットいじめの対応、いじめ報告の流れや全県の取り組みの解説、いじめ相談窓口の紹介、学校問題解決支援チームなど5項目の説明を受けた後、質疑を行っております。

委員より、細かい文言や語句、表現についての質疑・意見に、いただいた意見について可否の判断の上、再度確認してつくらせていただきたいと思います。また、全教職員による研修の

実施、教職員のチェック体制等について意見がありました。

ほかにも子供が訴えを起こしているにもかかわらず、その読み取り方や、その担当した教員や相談所職員の解釈によって悲惨な事件が全国では起きているので、丁寧に対応してもらいたいと要望がありました。

3点目の平成31年度行政改革実施計画（案）について、行政改革の概要と、取り組み項目の本年度で終わる項目が6つ、新規が4つ、平成31年度では差し引き19項目とした上で、主なものについて説明がありました。

継続として体育協会の自主運営、観光協会の一本化と自立など、それぞれ選択と集中で見直しが必要との質疑に、合併以来続けてきて、見直すことが必要と考えており、31年度継続のものはそのまま何も手を加えないということではないように取り組みたいと答弁がありました。

議論の中で、一番大切なのは職員の意識改革という部分で、職員の意識が変わればこういった計画をつくらなくてもどんどん変わっていくものと思っている。その中では、今回、行政新聞で新たな情報をしっかり職員にたたき込むことによって、さらに進んでいくのではないかなと思っている。市民のサービスを低下させないよう継続していくためには、職員の仕事の仕方等を変えていかないと、だんだん難しい時代になってくると思っていると答弁がありました。

それを受けて、職員の数が少ないのに、これだけの項目が上がっている中、やるかやらないかは職員が決められるのかとの質疑に、行政改革は、広い意味で日常の仕事をどう変えるかが一番重要な部分と思っており、そういう意味で話したが、今回、実施計画に上がっている19項目は、そういう中で重点的に取り組んでいこうということで、それぞれの担当課で取り組んでいる。しかし、いろんな課題があって一挙に進めることができないというものであると答弁がありました。

他の委員からも、職員だけの意識改革ではサービス維持は無理な時代である旨の意見がありました。

4点目の公共施設総合管理指針の個別施設計画について、2,000を超える施設について策定したもので、今後は、公共施設の維持管理、長寿命化、選択と集中に活用するとして、概要と今後の取り組みについて説明を受けました。

先行してつくられた176の施設カルテについて、どんなものを176挙げているのかとの質疑に、全市に散らばっている建物であり、集会所、公民館関係、使用料等いただくような施設と説明がありました。

ほかにも各項目において若干の質疑・意見がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、3月8日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目の公営企業の経営戦略についてであります。総務省では、全ての公営企業が平成32年度までに経営戦略を策定することを目標としており、糸魚川市のガス、水道、簡易水道事業について策定をするものであります。

また、現在、この3事業については、アセットマネジメント計画策定の作業を進めており、完了後には、この経営戦略の投資・財政計画に反映させた見直しが必要と考えていると説明がありました。

本管・支管の耐震化や老朽管の更新工事など今後の投資について質疑があり、管路の更新計画については、現時点で見込まれるものを財政・投資計画に計上しているが、現在策定中のアセットマネジメント計画ができた段階で見直しをすると答弁がありました。

今後、職員数の減少が見込まれることから、民間委託についても検討するとあるが、住民サービスの低下や住民負担がふえたりしないよう形で検討をしているか質疑がありました。

ガスホルダーなど、一部の施設管理は、既に業務委託を行っており、料金の窓口などについては、民間委託を含めて検討していく必要があります。工事設計や工事監督などの技術的部分は、今後も直営で行う予定であると答弁がありました。

50歳以上の職員が約半数であるが、担い手不足や技術者の育成について、今後どのような対応をしていくのか質疑があり、現在、企業職採用は行っていないため人事異動の中で対応しているが、技術者不足は深刻な問題で、今後も技術職員の新規採用が厳しい状況であるため、考え方を改めて、事務職採用の職員を技術職に育成する方法も検討していかなければならないと答弁がありました。

人口が減り、使用量も減り、料金改定が必要となってくると思うが、なるべく早く3地域で料金の均一化をしてもらいたいと質疑があり、料金の統一・改定に向けて、今後の水道のあり方を検討する委員会を設置して方針を決めていきたいと答弁がありました。

水道のあり方検討委員会については、今後も建設産業常任委員会で継続して調査を行っていきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中の3月11日に所管事項調査を行っております。

調査項目は、市内における訪問看護について、糸魚川市地域包括ケアシステムについて、一般廃棄物最終処分場の整備についての3点であります。

それぞれの項目における主な点について、ご報告申し上げます。

まず、市内における訪問看護については、担当課より、介護保険と医療保険の訪問看護の違いや、市内の訪問看護事業所の利用状況、今後の訪問看護利用の見通し、看護師の人材確保などについて説明を受けた後、質疑を行いました。

介護保険と医療保険をあわせて使うことについての質疑には、介護保険は医療保険より優先されるため、介護認定を受けている方には、あくまでも介護保険が優先され、原則として両方を兼ねて使うことはできないとの答弁がありました。

また、人材不足の問題と今後の人材確保対策についての質疑に対しては、若者の定着支援事業による人材確保策や、糸魚川市内で就職することによるメリットを打ち出し、重点的に取り組んでいくとしており、また、現在の訪問看護事業者は、100%稼働しているという状況ではなく、訪問看護サービス利用を希望する方がサービスを受けられない状況ではないと答弁がありました。

その他、復興市営住宅に開設される訪問診療所と訪問看護事業所との違いや、訪問看護事業所の現状把握と支援などについても質疑が交わされております。

次に、糸魚川市地域包括ケアシステムについてであります。

本項目では、前回の委員会で課題となった糸魚川市地域包括ケアシステムについて、委員の理解を深めるために資料とホワイトボードを用いて、地域包括ケアシステムの仕組みについて、個別の事例を挙げた形で説明を受けました。

事例としては、80歳のひとり暮らしの女性が、在宅から脳梗塞になって入院、そして退院、その後グループホームに入るという一連の流れで、どういった機関が支援して、その方と地域包括ケアシステムの中でかかわっていくのかというものでした。

委員より、地域包括支援センターと関係機関の連絡についてや緊急時の警察や消防の活用、地域の見守り体制、現在の糸魚川市のシステムで不足する点、在宅でのケアなどについて質疑があり、担当課より、それぞれに対する答弁として、介護保険制度の活用、ケアマネジャーの活用、在宅介護応援リフォーム事業の活用などの説明がありました。

また、委員からの質疑を受け、担当課からは、市内各所で行われている事例を各老人クラブ等へ周知し、取り組んでいくことができるように支援をしていきたいと答弁がありました。

そのほかにも関連な質疑が交わされていますが、割愛させていただきます。

最後に、一般廃棄物最終処分場の整備についてであります。

当該施設につきましては、昨年の12月定例会において、建設工事の契約締結を議決しておりますが、現在、受注者で発注仕様書に基づき実施設計を行っているところであり、本年7月から現場に着工する予定とのことであります。

受注者からは、最終処分場を整備する位置については、今回整備する箇所隣の今回と同規模程度の大きさの埋立用地を確保できるような配置とし、また、埋立地への雨等の浸入を防ぐための被覆施設は、落雪による危険性をなくし、屋根雪おろしの軽減を図るため、ドーム型の設計案が提案されています。この内容で、今後、地元大野区と協議しながら進めていくとのことであります。

委員より、ドーム型の屋根とした理由や工事費について質疑があり、担当課からは、性能発注方式ということで、受注者が仕様書の内容を満たした設計をし、それに基づいて施工する。屋根の形状については、仕様書では具体的に指定はせず、被覆施設として雨等の浸入を防ぐ性能の記載に基づき、また、建設地では積雪が多いことも勘案し、ドーム型の提案があり、協議している。発注仕様書に基づいた設計・施工ということでは、契約金額の変更はないと答弁がありました。

また、一者からの設計提案で工事費が出たとすれば、一者随意契約になるのではないかの質疑があり、担当課からは、今回の入札は性能発注方式で、それぞれの事業者のノウハウによる設計で入札し、落札したものであり、あくまでも三者が応札し、そのうちの一者が落札したとの答弁がありました。

その他、排水の処理について、埋め立て期間の延伸について、次期施設の建設予定と用地確保についてなど質疑がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第13号から同第15号まで及び同第17号から同第21号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第13号から同第15号まで及び同第17号から同第21号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案は、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも異議なく原案可決であります。

審査における主な質疑等についてご報告いたします。

議案第13号、糸魚川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

今後の1人体制の対応について、市長の考え方を伺いたいとの質疑に、木村副市長がお出でいただいた大きな事柄は駅北大火の対応であり、特命的な形である。2年がたち、一定の構成が見えたので、任務体制は終了させていただきたいと答弁がありました。

また、現藤田副市長の体調を心配し、今後の負担が多いことに対する質疑に、1人欠けたために行政が滞るといふことのないよう、しっかり受けとめて進めていきたいと答弁がありました。

ほかに、織田前副市長が、現在幾つかの第三セクターの役員をされており、現副市長を第三セクターの役員としない特別な理由があるのかとの質疑に、第三セクターの進める中において、一番交代しやすい時期に交代するという形の中で取り組ませていただいております。支障を来さないような中で、引き継ぎなり交代をしていきたいということで進めさせていただいたと答弁がありました。

次に、議案第14号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

糸魚川東保育園、寺地保育園の定員増員に関する質疑に、糸魚川東保育園はこれまでも定員を超える申し込みがあり、定員を10人ふやしても、まだ調整の必要はあるが、現状の受け入れ規模として、ゆとりのある保育を実施するには140人が適正の人数という判断で、今回10人の増員とするものである。寺地保育園については、現状手狭なところもあり、過去には糸魚川地域の保育園へ入所する方もいたので、今回増築をし、15人定員をふやすものであると答弁がありました。

次に、議案第17号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大火のときに、支障や不都合があるのかとの質疑に、大火の際に、第一出動、第二出動で能生方面隊、青海方面隊が現場に駆けつけたが、昔の消防団というイメージが強過ぎ、うまく連携するこ

とができなかったのが現実。大火以降、現場指揮活動を重視する形で消防団活動を進めており、それに伴ってスリム化が必要になり、今条例改正に至ったと答弁がありました。

そのほかの議案についても審査の過程で若干の質疑はありましたが、特段報告する内容はありません。

以上で、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号、糸魚川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、糸魚川市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、新市建設計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第22号から同第33号まで及び同第38号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、議案第22号から同第33号まで及び同第38号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

齊木委員長。〔12番 齊木 勇君登壇〕

○12番（齊木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分につきまして、審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案はいずれも原案可決であります。審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第22号、糸魚川市民公園条例の制定については、委員より、条例等に明記されていなかった任意の公園の管理実態については、どのようであったか質問があり、条例で位置づけはしていないが、ほかの公園と変わらない管理を適切に行っていたと答弁がありました。

また、市民公園と都市公園条例との違いについて質疑があり、都市計画区域内であるということと、市民公園では物品販売や興行などの行為の制限に係る規定が定められていないというのが、都市公園との違いであると答弁がありました。

議案第24号、同第26号から同第29号は、提案理由が、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う改正で、同じでありましたので一括して審査を行いました。

委員より、市町村合併から14年が経過しているが、料金の平準化に対してどのような考えか質疑があり、ガス料金については、市内一律の料金体系になっているが、水道料金、簡易水道料金については、各地域でバランスが違い、水道料金の見直しは避けて通れない状況であるため、庁内でも検討を進めているが、来年度以降、市民や有識者を入れたあり方検討委員会を設けて、市民に現状を理解してもらった上で、料金統一に向けた方向性を出していきたいと説明がありました。

また、消費税は低所得者ほど重くのしかかる税制であり、糸魚川市は低所得者や年金生活者が多いため、消費税に伴う料金改正の議案には反対であるとの意見があり、議案第24号、同第26号から同第29号の5議案については、起立により採決を行いました。

なお、議案23号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、糸魚川市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、市道の認定について及び議案第38号、平成30年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）では、特に質疑はありませんでした。

以上で、建設産業常任委員会の付託案件審査報告を終了いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

おはようございます。日本共産党の新保峰孝です。

議案第24号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

いずれも10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴うものであります。

今から5年前、2014年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられました。その直後から、実質家計消費支出が下がったまま回復しておりません。消費税は、収入が少ない人ほど影響が大きい税金であります。期間限定の今回の還元策も複雑で、効果は疑問視されております。実質賃金下がったままで消費税を上げれば、さらに景気の足を引っ張るのは明らかだと思いますので、消費税率引き上げに伴うこれらの議案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号、糸魚川市民公園条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案23号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、平成30年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第16号、同第34号から同第36号まで及び同第39号から同第41号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第16号、同第34号から同第36号まで及び同第39号から同第41号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

定例会初日に、当委員会に付託されました本案について、審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全て原案可決であります。

初めに、議案第35号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、法改正に伴い所要の改正を行うものであり、低所得者に対する介護保険料の軽減を行うものであります。

具体的には、10段階に区分される介護保険料のうち、所得の少ない第1号から第3号までの被保険者を対象に、本年10月の消費税増税に合わせて、平成32年度まで保険料率の引き下げを段階的に行うものです。

次に、議案第41号、平成30年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、居宅介護サービス等給付費と施設介護サービス給付費等について、利用者の増加に伴う増額補正となっており、今後、団塊の世代が後期高齢者に入ると、同サービスの費用がどのように推移するか算出しているかとの質疑には、昨年度に策定した第7期介護保険事業計画では、2025年の介護給付費の見込みを記載しており、それとあわせて介護保険料についても月額を試算している。今回、この計画策定時よりも給付費が伸びている状況であり、これを今後の課題として、介護予防に取り組みつつ、基金も活用しながら事業を進めていきたいとの答弁がありました。

このほかの議案についても若干の質疑はありましたが、報告は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号、糸魚川市ピアタウン青海多目的施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、糸魚川市駅北大火に係るがれき処理に関する負担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、平成30年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、平成30年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、平成30年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

〈午前10時56分 休憩〉

〈午前11時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第6．議案第37号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第37号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第37号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）については、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告

申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の主な内容を報告いたします。

全体として、第1表、歳入歳出予算の補正において、夏季猛暑における光熱水費の増額と過疎債の配分額確定による財源変更との説明がありました。

財政課関係では、第2条繰越明許費の補正において、かなりの数で上がっており、内容に関する質疑に38件の追加と1件の変更で39件計上しており、国の二次補正に係るものが6件、復興事業に係るもの9件、災害関連にかかわるものが6件、過疎債の追加になったものが3件、国費の追加があったものが1件、その他事業の進捗が思わしくなく、翌年度に事業を繰り越すものが14件という説明がありました。

生涯学習課関係では、特定財源に関して丁寧な説明を求める意見がありました。

また、財源が見込めることにより実施する名引山テニスコートの人工芝張かえに関し、他事業との優先順位に関する質疑があり、市長より、事業の優先順位はある程度つけているが、明確にこれが1番、これが2番ということではなく、急に取り組む部分もある。一番緊急度の高いところを最優先にしているが、いろんな要素によって変わってくる部分があるとの答弁がありました。

ほかに、他でも要望の出ている、グラウンドゴルフと野球場、そこにバスケットボールのゴールも設置に向けて動いていただけるとの質疑があり、活用や管理等も含めて検討していきたいと答弁されております。

このほか幾つかの質疑がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました議案第37号について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について報告いたします。

農林水産課関係では、委員より、農業水利施設点検調査計画事業で、今後、耐震化が必要なため池の整備見直しについて質疑があり、市内の216のため池のうち、下流に人家があるため池は53カ所で、そのうち重点ため池とするものが7カ所あり、6カ所を改修する計画であると説明がありました。

建設課関係では、藤崎地区の国土調査事業の完了見込みについて質疑があり、平成34年度の完了予定で事業を進めていると答弁がありました。

なお、商工観光課関係の質疑は、ございませんでした。

以上で、議案第37号の建設産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に分割付託されました議案第37号の関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

まず、福祉事務所関係では、3款1項1目のビーチホールまがたま大規模修繕事業で、施設屋上の漏水等を修繕する費用の増額であります。

委員からは、工事の詳細な内容や財源などについて質疑がありました。また、このほかにも外壁、舞台の音響設備、吊り物など修繕を要する部分については、年次計画を立てて修繕していきたいと説明がありました。

次に、健康増進課関係では、4款1項5目の大学連携臨床研究支援事業については、新潟大学と富山大学が糸魚川市をフィールドとして行う臨床研究費用であります。今年度の申請がなかったことから減額になったものであります。

委員からは、本来は大学側からの申請により進める事業だが、市が課題としていることについて研究してもらうよう働きかけられないかという質疑があり、研究テーマについては大学が選定するが、過去には市としても研究してもらいたいテーマがあり、大学との合意で研究していただいたことがあると答弁がありました。

このほかにも質疑が交わされていますが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の議案第37号の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号、平成30年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第1号から同第12号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第1号から同第12号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

吉川慶一予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川委員長。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

これより、予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置しました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算、議案2号から同第8号までの平成31年度特別会計予算7件、議案第9号から同第12号までの平成31年度企業会計予算4件の12件であり、去る3月13日から3月18日までの4日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

審査結果につきましては、議案第1号、糸魚川市一般会計予算及び議案第4号、後期高齢者医療特別会計については起立採決、その他の議案については全会一致で、お手元配付の委員会報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決であります。

審査の過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な意見についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますので、あらかじめご承知おきお願いいたします。

初めに、議案第1号、平成31年度 糸魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

歳出、2款1項4目企画費、シティプロモーション推進事業において、委員より、「いしのまち」ブランド宣言、地域資源の再編集、情報発信を世界中に認知してもらうためには、情報発信について、もう少し戦略を庁内で十分検討した上で委託していただきたい。そのほかにも、どこのまちにもある石を通していしのまちをPRしていただきたいとの意見がありました。

その他多くの質疑が交わされましたが、省略させていただきます。

最後に、4日間、開始時間の変更や終了時間の延長等、再三の日程変更にもかかわらず、委員各位並びに行政担当各位により、議事進行にご協力いただき、長時間にわたる熱心な審議の上、審査を終了することができましたことは、副委員長とともに感謝をし、お礼申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

2款総務費では、社会保障税番号制度関連システム整備事業と関連の住民票等コンビニ交付事業には、賛成できないものであります。マイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業は、多額の経費がかかる割にメリットが少ないシステムであります。顔認証もできません。紛失等による被害も想定され、個人情報保護の点でも疑念があります。

4款衛生費、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口は、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであります。

新しいごみ処理施設の関係では、昨年の当初予算に約10億円の施設建設工事費、約2,000万円の施工管理業務委託料が計上されましたが、ことし2年目の予算として48億4,000万円の施設工事費、約3,800万円の施工管理業務委託料が計上されております。実質的な一者応札であり、処理量1トン当たりの建設費が異常に高く、契約額が58億3,200万円もの高額になったことに対する疑問は解消されておられません。

7款商工費では、シーサイドバレースキー場管理運営事業に8,000万円、シャルマン火打スキー場管理運営事業に7,800万円、両スキー場合わせて約1億6,000万円計上されております。グリーンメッセの管理運営事業の2,600万円を合算すると、約1億8,000万円であります。10年前、平成20年度の決算では、2つのスキー場の管理運営事業費は合わせて約1億円であります。今後、地球温暖化が進むにつれ、採算の合う営業期間が、さらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらにふえていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと考えますが、残念ながらそのような先を見据えた取り組みがなされているとは言いがたいと考えるものであります。

以上の点から、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算について賛成討論を行います。

事業費の予算額については、予算審査特別委員会で説明されておりますので省きますが、新年度において主に評価していることや期待している事業について意見を加えて討論を行いますので、よろしく願いいたします。

子育て支援と健康分野では、ことし10月からの消費税の使い道として幼児教育・保育の無償化があります。また、子ども医療助成では、昨年10月より入院費を無料化もされております。

学童保育事業では、夏休み期間となる8月分の料金を1万2,000円から8,000円に値下げし、大和川と大野の両地区では、預かり時間を夕方の6時から6時30分まで延長し、利用者の要望に応じております。病児・病後児保育では、こどもクリニックへの一本化が進められており、利用者の利便性の向上になります。

子育て世代包括支援センター事業では、虐待防止や家庭教育支援の強化となり、妊娠アシスト事業では、産前・産後のケアを行い、特に産後鬱などからの虐待やネグレクトの見守りが図られると思います。

感染予防事業の風疹予防接種は、成人の発症では小児より重症化することがあり、また、妊婦が感染すると生まれてくる赤ちゃんが難聴、心疾患、白内障などの障害を起こす先天性風疹症候群の可能性もありますので、大切な事業と考えます。

健康診査促進事業では、二十と中学3年生のピロリ菌検査で胃がんや胃潰瘍に有効と思います。

子供教育分野では、高校を核とした地域人材育成事業は、米田市長は国の補助金ありきではなく、市独自の事業と位置づけているところがすばらしいと思っております。市長は、これまでに日本でジオパークを組織し、海洋高校など県立高校への独自支援を実施、駅北大火のがれき処理の予算化や昨年夏の小中学校のエアコン設置3年計画の打ち出しなど、市長の強気の姿勢が国を動かし、いずれも実を結んでおります。今回の3高校のコンソーシアムについても大変期待をしております。また、現在進行形の陰山メソッドの導入も市長の決断によるもので、子供たちは集中力を身につけ、着実に学力向上に結びついております。

産業分野では、雇用促進事業では外国人雇用について中小企業向けの相談体制づくりの推進やワーク・ライフ・バランスとして、キャリア教育やリカレント教育にも期待をしております。

プレミアム商品券の発行事業では、消費税の痛税感を和らげる意味と地域内消費を促す意味もあり、市内の内需拡大を図ってほしいと思います。

森林経営管理推進事業では、長年要望してきた山林管理公社とは少し異なりますが、糸魚川市が中心となり、ぬながわ森林組合が連携・サポートする取り組みであります。これまでの既成概念にとらわれない奇抜な取り組みで、山林所有者の心をつかむ事業を展開していただきたいと思っております。

水産資源活用産学官連携推進事業は、海洋高校のHACCP認定や香港市場への生徒派遣により、グローバルな人材育成になると思っております。

クラウドファンディングを生かしたビジネスチャレンジ支援事業では、起業者に成功体験を積んでいただけるようにきめ細やかな対応を望みます。

観光協会支援事業では、長年要望してきた観光公社とは若干異なりますが、とにかく法人化され、公的な旅行会社として、独自の教育体験旅行を企画・提供できる形となりました。今後は、博物館などの公共施設やスポーツ公園、ジオサイトを活用することで、民間の旅行会社と差別化した観光

メニューの創設を期待しております。また、地元の食材を生かしたお弁当やスイーツとともに学芸員による歴史や文化の楽しいレクチャーコーナーの創設も期待しております。

さらに、能生地域においては、温泉総選挙2018で審査員特別賞を受賞した柵口温泉の権現荘、対岳荘、山城屋の3施設と、地方創生担当大臣賞を受賞した長者温泉ゆとり館を活用した旅行プランの構築や、ケーブルテレビとタイアップした得々情報の提供などにより、地域ぐるみで積極的に地元施設を利活用し、満足度の高い地域づくりを進めていただくことを願っております。

公共インフラ分野では、鉄道利用促進事業は、通勤・通学者の利用拡大方針から大きく転換し、土・日・祝日のイベント列車の導入を行い、列車そのもので人を呼べる企画を検討し、アニメキャラクターや芸能人を活用することを求めたい。また、車両や駅とホームなどにトリックアートやインスタ映えするスポットを女子中高生の意見を参考にしながら、つくることをお勧めいたします。

街路灯設置事業では、LED化の推進のため1,000万円から2,000万円へ予算を倍増し、自治会分600個と地域間分の100個の計700個分としています。安全対策であり、省エネにもなります。何より要望した地域の全てが対象となる規模に心から感謝しております。

道路維持管理については、道路や橋りょうの点検は既に終えており、修繕についても力強い答弁をいただきました。また、市民のスマートフォンなどの写真メールで道路の破損箇所をお知らせいただく仕組みを検討することは、職員の負担軽減につながると考えております。

環境防災・防犯分野では、防犯事業では長年提案しておりました防犯カメラの設置補助金が創設されました。新規事業で自治会等への丁寧な説明を行い、子供たちを守る環境に役立てていただきたいと思っております。

危険ブロック塀除去支援事業については、通学や通勤の際、地震で下敷きにならない対策であり、特に子供がよく通るところを最優先に実施していただきたいと思っております。

木造密集地区防災力強化モデル事業では、連動型火災報知器の設置を行い、家の中でも外でも警報が聞き取れるもので、今後の検証は、全国の注目を集めていると思っております。

なお、企業会計である水道事業のところでは触れましたが、誰もが使える、誰もが運べる街かど水道消火器ハリアーの導入の検討も期待しております。

防災の備蓄品として液体ミルクの正しい情報の周知と備蓄について、消防本部とこども課が連携していただけるので安心しております。

スクールバスの路線バス化では、新年度に利用者から聞き取りを3回ほど行い、利便性を高めていただきたいと重ねて要望をしておきます。

次期一般廃棄物最終処分場整備事業では、建設費が予定額より大幅に減額されていますので、安全性や耐雪性を注目しております。

まちづくり分野では、シティプロモーション推進事業では、いしのまちで糸魚川を売り出すもので、何の変哲もないテーマだからこそ、あらゆる人に糸魚川のきっかけをつくり出せると受けとめております。マイナーメジャーという切り口と取り組みに期待をしております。

新年度の地域おこし協力隊事業では、農林水産業における担い手育成事業とタイアップさせ、やる気のある若者を探し出し、連れてきていただきたいと思っております。また、地域づくり人材育成事業では、明確な目的を持った市民に対して積極的にかかわり、応援して地域のリーダーに育ててほしいと思っております。

にぎわいの拠点施設整備事業は、有名な建築家による子ども図書館や東京都港区の芝の家のような拠点も検討に入れていただきたいと思います。また、駅北エリアでは、にぎわい広場の中小規模の広場に子供の基礎体力づくりができる案内や道具も検討していただきたいと思います。

糸魚川ジオパーク匠の里創生事業では、1人を大切に作る取り組みとして、市職員や地域の人が必ず相談や支援ができる環境を提供し、糸魚川から匠の技術や作品を発信していただきたいと思います。

このように、どれもこれも大いに期待が膨らむ事業ばかりであります。持続可能な糸魚川市にする事業が多くあり、未来型予算として考えております。

よって、以上で議案第1号についての賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

おはようございます。

議案第1号と議案第4号、両方2つの反対討論をさせていただきます。

まず、議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算案についての反対討論。

今次、予算案の説明書を、これは含めてですけれども、全体を一読しただけでも項目数でいきますと、私、数えてみると数千から1万件近くありました。その中で、私なりに問題点と受けとめさせられる事例を攪乱的に捉えただけでも、ジオパーク対応のあり方とか権現荘関連などでも見られる三セク指定管理者制度などへの対応のあり方などに限っただけでも数多くあります。

予算審査の委員会、初めでも取り上げさせていただきました。各項目の一つ一つそれぞれに対する計数処理、あるいは事務処理の各論も大事だけれども、予算づくりに当たっての理念、姿勢、それらへの考察あるいは論究、これらは二元を任ずる双方にとって果たすべき最重要な役割。さらに各々論にしても、それぞれが複合的に絡み合って合成され、行政執行につながっていく。これを一般質問に走らぬように的論。あるいは、さらに今回特に際立ったのが、牽制、時には介入、指導ともとられかねない動きがあったこと、これはいかがなものか。少なくともこれらの動きで二元を標榜する私たち、縛り合うような流れにだけは絶対にしてはならないと痛感させられました。今、議員はもちろん、市長も二元のあり方、ありようを問われている。相互の権能尊重のあり方、ありようそのものを問われているのです。まさにこれこそが議会基本条例が目指すべき真髄ではありませんでしょうか。

ということで、今回はむしろ総論的というか、予算づくりに当たっての理念、姿勢のありように重きを置き、軸として反対討論をさせていただいております。

まず、市行政としての主体性、自主性、自立性のありよう、あり方をどう考えるべきか。さらには市行政として、これよく私言ってるんですけども、市行政としての責務、対しての市行政としての支援のありよう、あり方をどう捉え、どう位置づけるべきかなどなど、これらに対する根源的、本質的なありようを明らかにし合った上での対応が、残念ながら、少なくとも私から見るとはつき

りしていない。不十分と私は捉えております。

よって以上の論理、組み立ての上で議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算案についての反対討論とさせていただきました。

なお、重ねて一言、予算編成権者である市長は、二元の一方でもあるわけで、時には今一方の二元の立ち位置にある議員一人一人、それぞれとの基本的な視点、論点、考え方などで両者間に違いもありましょう。むしろあって当然なのかもしれません。まずは、私そういった客観的な自覚と認識に立った上で当予算案に対応、取り組ませていただいております。

以上、二元双方の立ち位置を尊重し合った上での論、重ねて、ダブってしつこいようですけども、市長、十二分にその辺をお酌み取りいただきたい。

続いて、議案第4号、平成31年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論をさせていただきます。

これはもう毎回というか、事あるごとに言わせてもらっておるんですけども、発足当初、スタート当初から抜本的な改正ということは、もうずっと言ってきたんです、国は。しかし、私に言わせると、細かい改正はずっと続いております。けれども私から見て、あるいは当初言っておった抜本的な改正というのは、私は極めて不十分であると。こういうふうには思っております。

したがって、同じような結論に達しますけれども、この後期高齢者医療特別会計、今糸魚川市の31年度の、これについて反対の討論とさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、山本 剛議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。〔3番 山本 剛君登壇〕

○3番（山本 剛君）

清政クラブの山本です。

議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

主な事業内容は、次期ごみ処理施設整備事業で約48億8,000万円、次期一般廃棄物最終処分場整備事業で約1億7,000万円、市民生活に欠かせない事業であります。

また、ごみ処理施設に合わせた形で健康づくりセンタープール整備事業で9億5,000万円も予算化され、工事が行われています。この事業は、議会で十分に議論され、必要と判断されたと思っております。その結果、過去にない一般会計予算の総額となりました。

その他、新たな事業として高校を核とした地域人材育成事業、この事業は4つの重点施策のうち、人口減少対策の促進、未来を担う人づくりの主たる施策として大いに期待できる内容と思っております。

また、幼児教育・保育の無償化、この事業は10月から。家庭菜園にも電気柵等の補助、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理推進事業、ヒスイ婚誘客促進事業などなど評価できるものと考えております。

継続事業でも、ふるさと活動支援事業では、ふるさと納税からNPO法人、自治組織、まちづく

り団体への支援を今までの審査のある補助金制度から寄附額の95%の交付金制度に切りかえられました。このことから、頑張る民間の各組織の資金面に大いに寄与できるものと評価しております。よって、平成31年度糸魚川市一般会計予算を賛成したいと考えております。

しかし、今後の糸魚川市を考えたとき、ますます財政が厳しさを増してきます。予算が通ったからといって無駄な出費は避けなければなりません。不必要な出費はしないことを肝に銘じていただきたいと思っております。

また、人口減少問題は、当市にとっても最も重要なことと考えております。年度の途中でも人口減少に歯どめがかかる有効な施策があれば、補正予算を組んででも調整していただきたいと思っております。

以上のことを踏まえて、賛成討論といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号、平成31年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、平成31年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、平成31年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、平成31年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、平成31年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、平成31年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、平成31年度糸魚川市学校給食特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成31年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成31年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成31年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成31年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成31年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第42号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第42号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第42号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、現在、教育委員会委員の楠田昌樹さんの任期が平成31年5月19日をもって満了となりますことから、新たに、塚田京子さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第42号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9．議案第43号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第43号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第43号は、監査委員の選任についてでありまして、現在、監査委員の齋藤隆嗣さんの任期が、平成31年3月31日をもちまして満了となりますことから、新たに、吉岡正史さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものでございます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第43号、監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第10．議案第44号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議案第44号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第44号は、農業委員会委員の任命についてでありまして、農業委員の欠員が生じたため、後任といたしまして、米原文明さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第44号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第11．諮問第1号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております倉又富美子さんが、平成31年3月31日をもちまして辞任いたしますことから、新たに、小田嶋美緒さんを推薦させていただきたく議会のご意見をお伺いいたしたいものでございます。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第12．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第12、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成31年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月25日から本日までの長期間にわたり、平成31年度予算を初め、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、温泉総選挙2018の受賞について、ご報告申し上げます。

平成30年5月14日から平成31年1月31日までの間に行われておりました温泉総選挙

2018の表彰式が3月8日に行われ、市内の長者温泉が地方創生担当大臣賞を、柵口温泉が審査員特別賞を受賞いたしました。

長者温泉は、UIターンした若者を中心に、温泉入浴施設を拠点とした「まち・ひとの創生」に関する手づくりの取り組みを推進し、高齢化や人口減少など深刻な課題を乗り越え、地域の将来を切り開くための積極的な取り組みが評価されたものであります。また、柵口温泉は、地元の恵みを生かした官民連携での巧みな事業展開と、その将来性が評価され、受賞となりました。

この受賞を契機に、市内外から多くのお客様が当市に訪れていただけることを期待いたしております。

2点目に、翡翠文学賞受賞作品の決定について、ご報告申し上げます。

11月末に作品の募集を締め切り、市民による1次審査、専門家による2次審査を経て、最終候補作品5作品に絞り、3月8日、東京の山の上ホテルにて最終審査会を実施いたしました。

審査員は、小説家の夢枕獏先生、児童文学作家の岡田依世子先生、ジオパーク大使でもあります伊藤聡子さんを迎え、厳正な審査をしていただいた結果、最優秀賞には春野美雪作「花灯り」、優秀賞には田村瀬津子作「白翡翠」と湾野はじ作「翠の竜」に決定いたしました。

今後、日程調整の上、表彰式を行うとともに、書籍化に向けた検討を進めてまいります。

3点目に、国道8号弁天大橋の新しい橋への交通切りかえについて、ご報告申し上げます。

国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所にて実施いたしておりました国道8号弁天大橋の架けかえ事業につきまして、今月29日に新しい橋へ交通が切りかわることとなりました。

今後は、周辺工事が引き続き実施され、古い橋の撤去が開始される予定となっております。

最後に、条例及び予算の専決処分について、申し上げます。

地方税法の改正に伴う、市税条例及び都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部改正、並びに過疎地域自立促進特別措置法に基づく関連省令の改正に伴う、企業立地促進条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、平成30年度予算につきましても歳入歳出の整理補正を行いたいことから、3月31日に専決処分を行う予定であります。

議員各位を初め市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成31年6月市議会定例会の招集日を6月17日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして、平成31年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さんでございました。

〈午前11時56分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員